

宇部市中小企業競争力強化支援事業費補助金実施要領

(趣旨)

第1条 宇部市中小企業競争力強化支援事業費補助金(以下「補助金」という。)の交付については、宇部市中小企業競争力強化支援事業費補助金交付要綱(以下「要綱」という。)の定めによるほか、この要領に定めるところによる。

(補助対象経費)

第2条 要綱別表2に掲げる補助対象経費については、次のとおりとする。

- (1)「新商品開発費」とは、新商品の試作開発に伴う原材料、設計、デザイン、製造、改良、加工に必要な経費をいう。
- (2)「機械装置等費」とは、補助事業の遂行に必要な機械装置、工具、器具等の購入、資産計上を伴うリース、据付け、修繕に要する経費をいう。
- (3)「委託・外注費」とは、自社では実施困難な業務の一部を、第三者へ委託又は外注する場合の経費をいう。
- (4)「謝金」とは、事業実施において、外部専門家等から技術指導や助言を受ける際に支払う経費をいう。
- (5)「旅費」とは、事業遂行上不可欠な出張に要する交通費及び宿泊費をいう。
- (6)「役務費」とは、通信費、運搬費、機械装置等の保守費用等、事業遂行に直接必要な役務提供の対価をいう。
- (7)「使用料及び賃借料」とは、事業遂行に必要な機器、装置、会場等の資産計上を伴わない使用料又は賃借料をいう。
- (8)「広報費」とは、販路開拓に必要な広報物の制作費、ウェブサイト構築・運用費等をいう。
- (9)「展示会等出展費」とは、展示会出展又は商談会参加に要する小間料、装飾費等(オンラインを含む)をいう。
- (10)「その他」とは、前各号以外で特に市長が認める経費をいう。

2 補助対象経費の算定及び経理については、次の内容に留意すること。

- (1) 補助事業に係る経理は、他の事業と明確に区分(区分経理)すること。
- (2) 経費の支払いは、原則として銀行振込等、資金の移動が客観的に確認できる方法で行うこと。なお、振込手数料は補助対象外とする。
- (3) 発注書、納品書、請求書、領収書等の証拠書類を整備し、要綱第16条の保存期間まで保管すること。
- (4) 補助対象経費の金額は、税抜価格で算出すること。

(利益排除)

第3条 補助事業において、補助対象経費中に自社又は同一資本グループ等からの調達がある場合は、利益相当分を控除した原価を計上するものとする。

(財産処分)

第4条 補助金により取得した財産を処分制限期間内に処分する場合、要綱第19条の規定に基づき市長の承認を受けるものとする。この場合の納付額の算出は、補助金の確定額を限度として、次に定める計算式により算出する。

$$E = (A - B) \times D / C$$

A：当該財産処分したことにより得た収入

ただし、目的外使用する場合の収入額は、「補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産の処分制限期間を定める省令」及び「減価償却資産の耐用年数等に関する省令」に基づき減価償却した後の価格をもって処分により得た収入とみなす。

B：補助事業の終了後に加えられた加工費、処分のための撤去費等の費用

C：当該財産の取得にかかった補助対象経費

D：Cに対する当該補助金の確定額

E：市への納付額

(市内発注の優先)

第5条 補助事業を実施するに当たり、機器や資材等の購入については、市内事業者への優先発注に努めること。

(事業者の責務)

第6条 補助事業者は、本補助金の趣旨を理解し、事業目標の達成に向けて誠実に事業を実施しなければならない。

2 交付決定の内容または要綱に違反した場合、あるいは虚偽の申請等により補助金を受けた場合は、交付決定の全部又は一部を取り消し、返還を命ずることがある。

(その他)

第7条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

附 則

この要領は、令和8年5月14日から施行する。